



春は何かと変化の多い時期です ご家族の就職・ 引越しなどに伴う 届出はお早めに

ご家族が就職・結婚などにより被扶養者でなくなったときや、転居や転勤などで住所が変わったときは、手続きが必要となります。所属会社のご担当者へご提出ください（任意継続被保険者の方は直接健保組合へご提出ください）。



公 告

公告第 186 号 新年度の健康保険料率及び 介護保険料率について

健康保険料率は昨年度と同じ料率 1,000 分の 94 とします。

介護保険料率は 1,000 分の 16 から 1,000 分の 15 へ 1,000 分の 1 下がります。

平成 27 年 3 月 1 日（平成 27 年 3 月分保険料、ただし任意継続被保険者については平成 27 年 4 月分保険料）から適用するものです。

1. 健康保険料率は変更ありません

	一般保険料率	調整保険料率	合計
被保険者	46.350/1,000	0.650/1,000	47.000/1,000
事業主	46.350/1,000	0.650/1,000	47.000/1,000
合計	92.700/1,000	1.300/1,000	94.000/1,000

2. 介護保険料率は下記のように合計で 1,000 分の 1 下がります

変更前	被保険者	8.000/1,000	変更後	被保険者	7.500/1,000
	事業主	8.000/1,000		事業主	7.500/1,000
	合計	16.000/1,000		合計	15.000/1,000

公告第 187 号 任意継続被保険者の新年度保険料について

健康保険組合の任意継続被保険者にかかる標準報酬等を下記のとおり公告します。

●平成 27 年度の任意継続被保険者の平均標準報酬月額
は 340,000 円で、昨年度からの変更はありません。

●保険料

標準報酬月額	340,000 円（第 24 等級）
健康保険料月額	$340,000 \times 94/1,000 = 31,960$ 円
介護保険料月額	$340,000 \times 15/1,000 = 5,100$ 円

上記標準報酬月額は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額（上記金額）を比べいづれか低い方の額を適用します。

（適用期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

公告第 188 号 組合格約の一部変更について

組合格約の一部を下記のとおり変更したので、公告します。

介護勘定においても一般勘定と同様に予備費を設けることができるようになったことへの対応です。

記

- ①規約第 47 条（予備費の費途）の「予備費を充てることのできる費途は、」の前に「一般勘定のうち、」を挿入する。
- ②規約第 47 条（予備費の費途）の第 2 項として以下のとおり追加する。
「2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）介護納付金
- （2）還付金
- （3）雑支出」

付則 この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

事業概要 (平成 27 年 2 月末現在)		被保険者数		被扶養者数	
事業所数 	8 事業所		男 1,591 人		1,163 人 1 人当たり扶養率 0.47 人
			女 863 人		
平均標準報酬月額 			男 375,330 円	介護保険第 2 号被保険者数	773 人
			女 268,012 円		